

別記様式第1号(第四関係)

玉城町活性化計画

三重県玉城町

令和8年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	玉城町活性化計画	地区名(※1)	玉城町地区	計画期間(※2)	令和8年度～令和10年度
都道府県名	三重県	市町村名	玉城町		

目 標：(※3)

- 玉城町の農業が抱える担い手不足や農産物の販売力強化といった課題に対応するため、地域特産物であるイチゴの生産に特化した新規就農者研修施設を整備する。これにより、新たな農業の担い手を育成・確保し、高収益作物の安定生産と6次産業化を推進する。あわせて、域外への販路拡大を通じて地域全体の農業所得向上を図り、持続可能な地域農業の実現と地域経済の活性化を目指す。目標達成の具体的な取組みについては以下の通りとする。

- 雇用者数(新規就農者等を含む。)の増加：
 - 雇用者数(新規就農者等を含む。)の増加 2人/年
 - ⇒本事業での整備施設における研修期間後(2年)の玉城町での新規就農者数2人/2年
- 地域産物の販売額の増加：
 - 地域産物の販売額 11,492千円/年の増加
 - ⇒本事業で生産されるイチゴの地元スーパー・域外小売店への生鮮品の販売額 10,867千円/年増加
 - ⇒本事業で生産されるイチゴを活用した加工品向け冷凍イチゴの販売額 625千円/年増加
- 新規就農者向け研修会の開催：
 - 2回/年
 - ⇒栽培技術の習得を目的とした研修会を年1回、経営ノウハウの習得を目的とした研修会を年1回、合計で年2回の研修会を実施する。

目標設定の考え方

地区の概要：
 玉城町は三重県の中部に位置し、伊勢平野の南部に広がる、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた町である。町域の大半を農地が占めており、農業と工業を基幹産業として発展してきた。古くから伊勢神宮への参宮客が集まる交通の要衝として栄え、歴史と文化が息づいている。しかし、近年は他の多くの地方都市と同様に、人口が平成27年をピークに減少に転じており、特に農業分野における高齢化と担い手不足が深刻な課題となっている。

現状と課題

本地区の農業は、地域経済を支える重要な産業であるものの、以下のような課題に直面している。

- 農業の担い手不足と育成体制の課題
 農業従事者の高齢化(基幹的農業従事者のうち、約81.3%が65歳以上)や後継者不足が深刻であり、特にイチゴ農家の減少が顕著である(2015年 経営体数29農家、作付面積12ha。⇒2020年 経営体数20農家、作付面積3ha)。地域の農業生産を維持するための新たな担い手の確保が急務である。町の創生戦略においても新規就農者支援が重点施策として掲げられ、これまでも一定数の新規就農者を輩出してきたが、その数はまだ十分とは言えない。特に、就農希望者が実践的な栽培技術や経営ノウハウを習得できる専門的な研修施設や機会が不足しており、意欲ある若者が円滑に農業へ参入できる環境が整っていない。
- 地域特産物における収益性と販売力の課題
 これまで地域産品の付加価値向上に取り組んできたものの、農産物の販売額は目立った増加傾向が見られていない(H27～R5にかけての農業産出額は約1%増にとどまる)。そうした環境下においても本町で生産されるイチゴは市場での評価が高い。一方で産地間競争の激化や価格の不安定さといった課題がある。収益性を高めるためには、安定生産体制の構築に加え、既存の販路に依存するだけでなく、域外への販路拡大や、規格外品などを活用した6次産業化による新たな価値創出が不可欠である。

今後の展開方向等(※4)

上記の現状と課題を解決するため、事業実施主体である当法人は、玉城町役場と緊密に連携し、本交付金を活用して以下の事業を展開する。これにより、町の総合計画および創生戦略が掲げる「稼げる農業の創出」と「新規就農者の育成」を具現化し、地域農業の持続的発展を牽引する。

- 新規就農者育成のための研修拠点整備
 農山漁村振興交付金を活用し、イチゴ栽培に特化した研修用ハウス及び関連設備を整備する。本施設では、栽培技術から経営管理、販路開拓に至るまで、独立就農に必要な知識と技術を体系的に習得できる実践的な研修プログラムを提供する。これにより、新規就農希望者が初期投資のリスクを抑えつつ、円滑に農業へ参入できる環境を構築し、担い手不足の課題を解消する。
- 高収益作物(イチゴ)の生産拡大と販売力強化
 整備する施設を拠点に、高品質なイチゴの安定生産モデルを確立する。販路については、既存の地元市場に加え、新たに域外の小売店との直接取引を開拓する。さらに、生産されたイチゴの一部を冷凍加工し、新たな商品として付加価値を高めて販売する6次産業化を推進する。これらの取り組みにより、収益性の高い農業経営モデルを構築し、地域全体の農業所得向上を目指す。
- 地域農業の活性化と雇用の創出
 本事業の実施により、研修施設の運営管理者や研修指導員として新たな常勤雇用を創出する。将来的には、研修修了者が町内で独立就農することで、遊休農地の解消や地域コミュニティの活性化に貢献することを目指す。当法人がハブとなり、生産から販売、人材育成までを一貫して担うことで、玉城町の農業を持続可能な形で次代へ継承していく。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
玉城町	玉城町地区	新規就農者等技術習得管理施設(新規就農者等技術習得管理施設)	株式会社 SaTi	有	イ	農業用ハウス※1棟として整備

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
玉城町	玉城町地区	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))	株式会社 SaTi協議会	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

玉城町地区(三重県玉城町)	区域面積(※2)	3,832.2ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 本計画区域である玉城町地域は、伊勢平野の南部に位置し、その土地の多くは平野が広がり、大半を農地が占めている。 (総面積3,832.2haのうち、田畑の耕地が占める割合が36%) 町の産業は農業と工業の生産額が大きく、比較的安定した産業基盤を有しており、農業は町の重要な基幹産業と位置づけられている。 平成27年の国勢調査によると、第1次産業就業者比率は7.1%(国勢調査)を占める 斯様な状況を踏まえ玉城町では「玉城町食料農業農村計画」を策定し、本町の特性や現状及び課題などを踏まえて、 玉城町食料・農業・農村の将来像を実現するため、3つのテーマ別に施策を設定・推進している。 これらの状況から、本計画区域は農林漁業が重要な事業である地域と判断する。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 本町の人口は平成27(2015)年をピークに減少に転じており年々少子高齢化が進展している。特に、基幹産業である農業においては、 農業従事者の高齢化や後継者不足など、担い手の確保が課題となっている。この人口減少と担い手不足の課題に対し、 本計画で実施する新規就農者向け研修施設の整備とそれに伴う人材育成は、新たな担い手を町外から呼び込み、 定住を促進する上で極めて有効である。これにより、地域農業の持続性を確保し、ひいては町全体の活力維持・向上に貢献することから、 本計画の実施は農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると判断する。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本計画区域内には、都市計画法に定める市街化区域はない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。